

富山県火薬類取締法施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条～第8条 略 (書類の提出先) 第9条 火薬類の消費者は、消費許可証の消費者記載欄に所定の事項を記載しなければならない。 (火薬類消費計画書) 第10条 略	第1条～第8条 略 (書類の提出先) 第9条 火薬類の消費者 <u>(法第30条第2項の消費者を除く。)</u> は、消費許可証の消費者記載欄に所定の事項を記載しなければならない。 (火薬類消費計画書) 第10条 略	